

3点セットを閲覧される皆様へ

民事執行法の改正により、入札の制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

そのため、入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。なお、入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

①（個人・法人を問わず）暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**

及び

②（個人の場合）住民票，若しくは（法人の場合）**資格証明書**

更に宅地建物取引業者の方は、③**宅地建物取引業の免許証**写しの提出も併せてお願いします。

詳しくは、青森地方裁判所八戸支部**執行官室**（☎ 0178-22-4697）にお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 8 日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 真 鍋 修

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 3 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 7 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 青森地方裁判所八戸支部
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 6 日 午後 1 時 10 分 場 所 青森地方裁判所八戸支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 17 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 18 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書(ただし、入札期間終了前までに、裁判所口座に現実に入金されたものに限る)。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 8 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 421, 000 1, 936, 800	一括	484, 200	34, 227	0
1	1, 292, 000				
2	1, 129, 000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 上北郡おいらせ町若葉七丁目 |
| | 地 番 | 140番1421 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 232.08平方メートル |
| 2 | 所 在 | 上北郡おいらせ町若葉七丁目140番地1421 |
| | 家屋 番号 | 140番1421 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 88.60平方メートル
2階 36.19平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7 年 3 月 28 日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 沼 尾 和 樹

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

売却対象外の土地（地番 1 4 0 番 7 9）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 上北郡おいらせ町若葉七丁目 |
| | 地 番 | 140番1421 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 232.08平方メートル |
| 2 | 所 在 | 上北郡おいらせ町若葉七丁目140番地1421 |
| | 家屋 番号 | 140番1421 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 88.60平方メートル
2階 36.19平方メートル |



令和 6 年（ケ）第 21 号
令和 6 年 11 月 13 日 受理
令和 5 年 12 月 11 日 提出
（評価人 工藤 美佐緒）

現況調査報告書

青森地方裁判所八戸支部

執行官 堀川 浩二

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 上北郡おいらせ町若葉七丁目 |
| | 地 番 | 140番1421 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 232.08平方メートル |
| 2 | 所 在 | 上北郡おいらせ町若葉七丁目140番地1421 |
| | 家屋 番号 | 140番1421 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 88.60平方メートル
2階 36.19平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	物置 (工作物)、カーポート (工作物) が設置されている		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 : ☐ 構造 : ☐ 床面積 :		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある	{ 種類 構造 床面積	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 (空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある	[地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物位置関係図	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 物件1、2は私の居宅で、私以外の者が使っている部分はありません。 2 物置とカーポートはいずれも私の物です。 3 私は健康上の理由から転居し施設に入所しました。現在物件2建物は空き家です。今後私が物件2建物で暮らすことはありません。 3 物件2建物内にある家財道具などの動産は今後処分しようと考えていますが、処分仕切れないものは所有権を放棄しますので、競落した方に処分をお任せします。
■ 株式会社中田不動産	物件1土地に繋がる道路部分（地番140番79）の共有持分を当社が持っていますが、通行料等の金銭のやり取りはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 関係人の陳述及び現況にてらし、2枚目記載のとおりと認める。
- 2 物置は、基礎がなく、移動可能であることから工作物と認めた。当該物置は、本件建物と所有者が同一であり、物件2建物の常用に供されてきたことから、本件建物の従物と判断し、本競売目的物と認定した。
- 3 物件1上のカーポートは固定されており移動ができないことから、物件1に附合しており、本競売の目的物と認めた。

注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所	調査の方法等
6 年 11 月 14 日 (木) 8 : 30	法務局八戸支局	土地建物登記事項証明書等受理
6 年 11 月 21 日 (木) 7 : 20 - 7 : 30	物件所在地	現地確認/立入のため臨場/不在/概測/写真撮影 (外部)
6 年 11 月 29 日 (金) 13 : 30 - 14 : 10	物件所在地	立入のため臨場/不在/概測/写真撮影
6 年 12 月 10 日 (火) 13 : 30 - 13 : 40	当庁執行官室	A から占有関係等電話聴取
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和6年11月29日
目的物件は不在だったので、立会人おいらせ町職員Bを立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

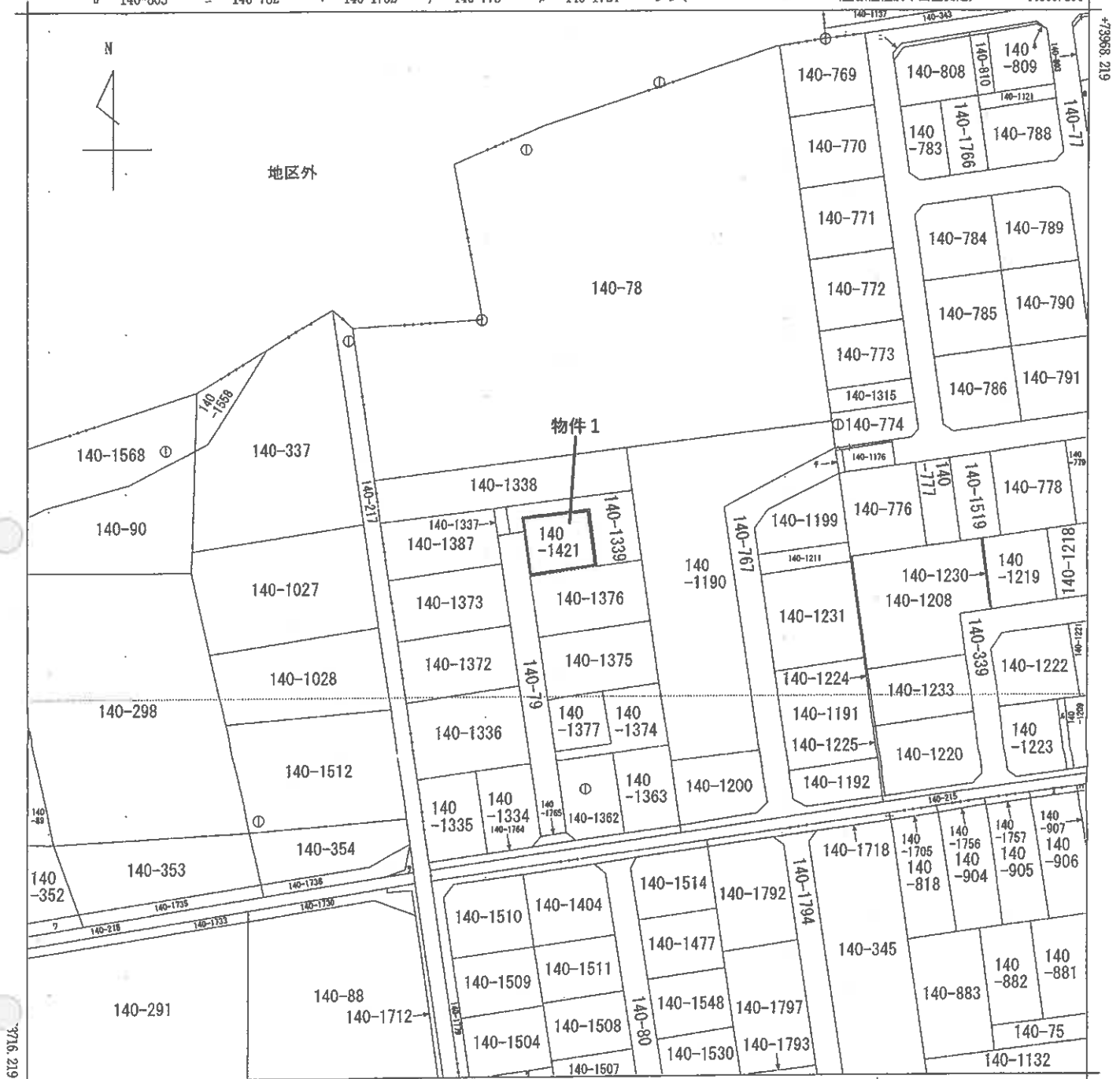
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3をA4に縮小

イ 140-792 ハ 140-1727 ホ 140-787 ト 140-1763 ナ 140-1503 ノ 140-1234
ロ 140-805 ニ 140-782 ヘ 140-1762 テ 140-775 ニ 140-1724 ツづく

(座標値種別：図上測定)

+44805.361



+44555.361 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。



A 若葉9丁目

請 求 部 分	所 在	上北郡おいらせ町若葉七丁目				地 番	140番1421			
出 力 縮 尺	1/1000	精 度 区 分	乙一	座 標 系 番 号 又 は 記 号	X	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和38年12月				備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(青森地方方法務局十和田支局管轄)

令和6年11月14日

青森地方方法務局八戸支局

登記官

請求番号：4-1

(1/2)

公用

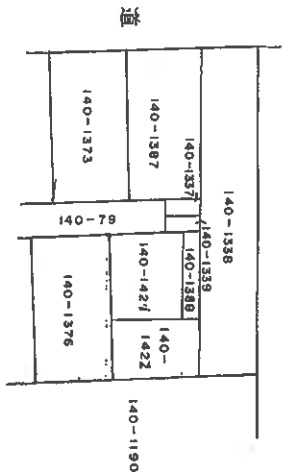
登記年月日：平成6年6月27日

A3をA4に縮小

令和6年11月14日
青森地方方法務局八戸支局
（青森地方方法務局十和田支局管轄）
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

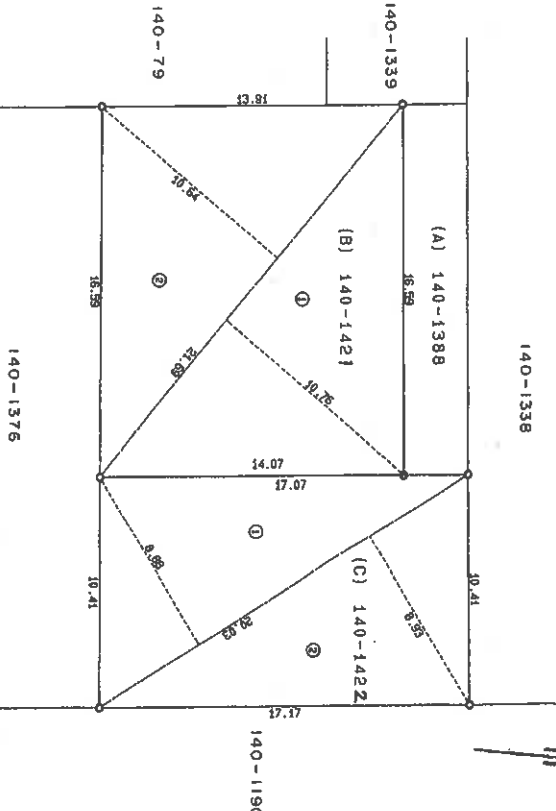
登記官

土地所在図 縮尺 1:1000



140-1388 140-1389 140-1339
地番 140番1421・140番1422
土地の所在 上北郡下田町字古間木世
上北郡おいらせ町 若葉七丁目
地積測量図

140-1388を140-1339に合算
140-1422を140-1339に合算



地番 (B) 140-1421				地番 (C) 140-1422			
1	21.69	10.76	=	233.3844	20.03	8.98	=
2	21.69	10.64	=	230.7816	20.03	8.93	=
地積				464.1660	地積		
地積				232.08300	地積		
地積				232.08300	地積		

残地計算
地番 (A) 140-1388
460.14220
= 410.45015
49.69205

地積 49 ㎡

作製者

平成 6月 20日(作製)

申請人

平成 6. 6. 27 3505153

縮尺 1/250

境界線の種類
ガラスチャック杭

登記年月日：平成6年11月28日

A3をA4に縮小

令和6年11月14日
青森地方支務局八戸支所
(青森地方支務局十和田支所管轄)

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した捺印である。

各階平面図

建築物平面図

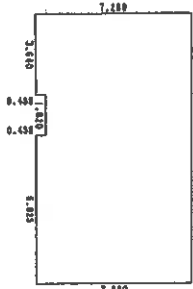
家屋番号 140番1421

建築物の所在 上北郡下田町字古間木由-140番地1421

上北郡おいらせ町若葉七丁目



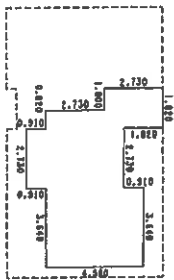
1階



1階求積

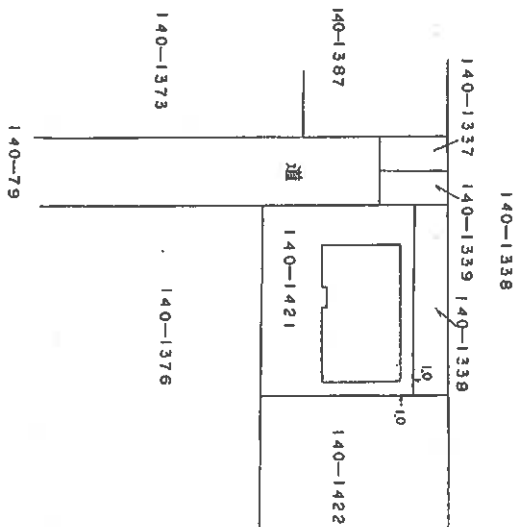
1	7.280X	3.640	=	26.499200
2	6.825X	1.820	=	12.421500
3	7.280X	6.825	=	49.686000
床面積		計		88.607000
				88.607㎡

2階



2階求積

1	2.730X	1.000	=	2.730000
2	5.460X	0.820	=	4.477200
3	4.550X	2.730	=	12.421500
4	4.550X	3.640	=	16.562000
床面積		計		36.190700
				36.191㎡



(日調書12)

(実測書)

作製者

縮尺	1/250
----	-------

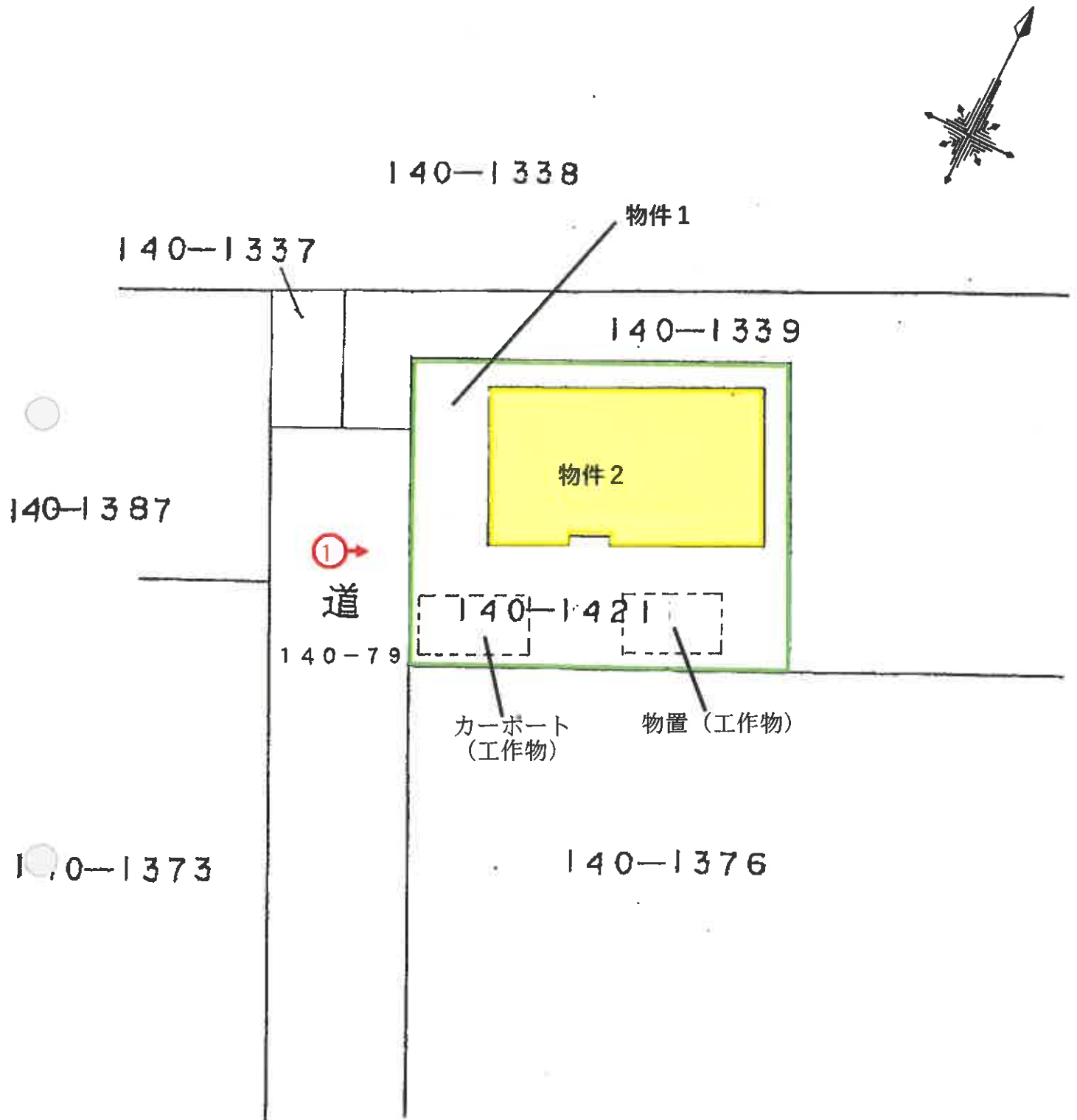
申請人

縮尺	1/500
----	-------

平成 6. 11. 28

3903025

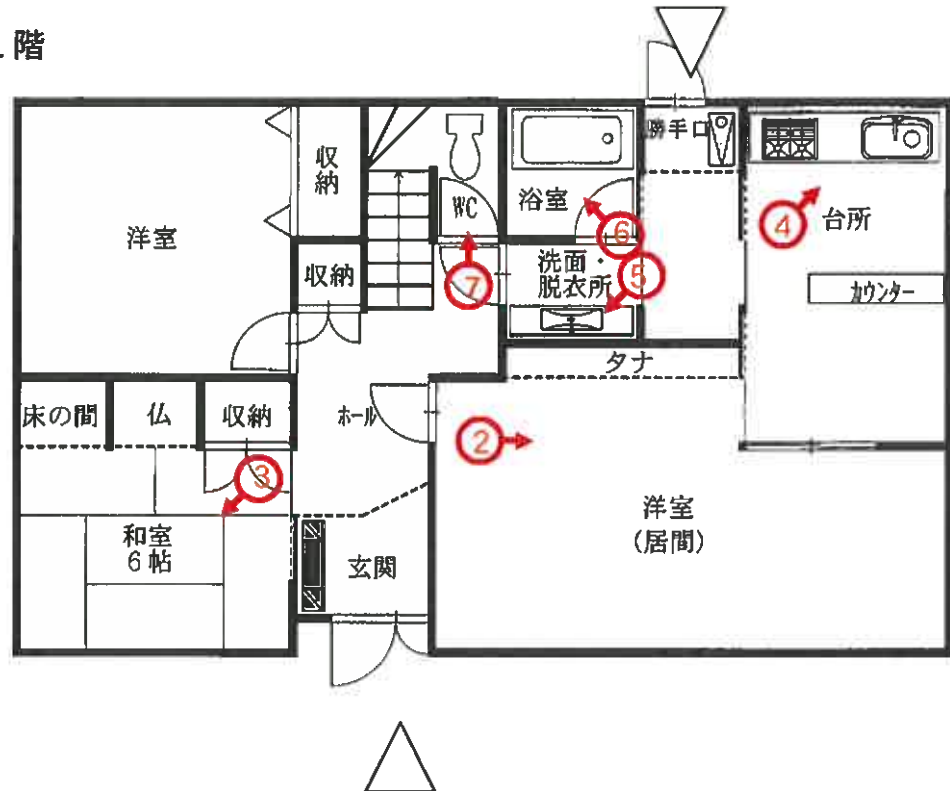
土地建物位置関係図



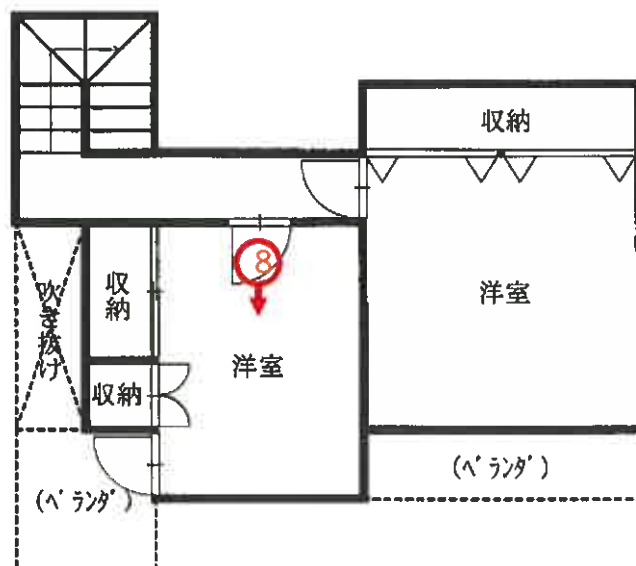
S = 1 / 250

建物間取図

1 階



2 階



S = 1 / 100

写真番号 1



写真番号 2



写真番号 3



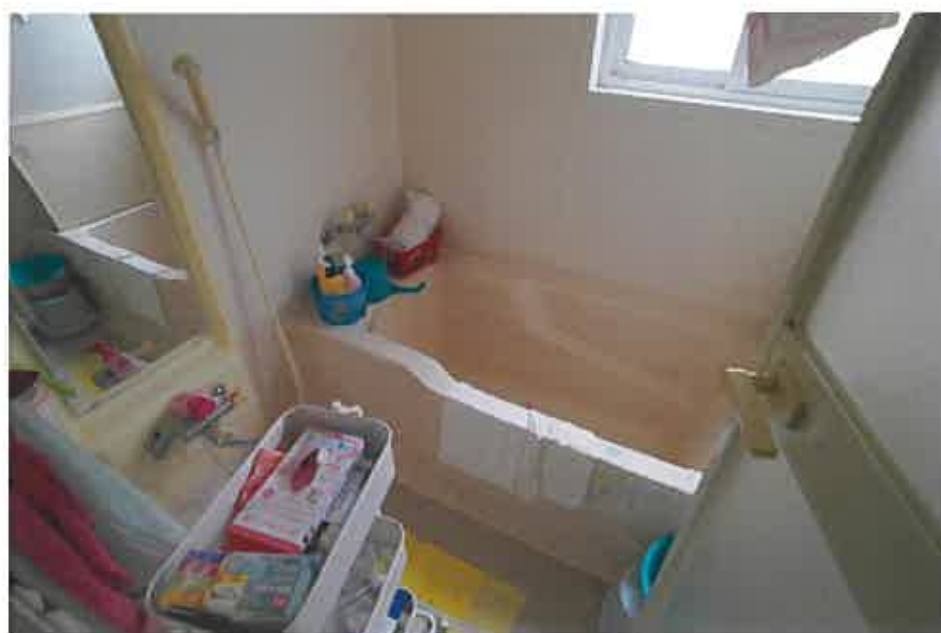
写真番号 4



写真番号 5



写真番号 6



写真番号 7



写真番号 8



令和 6 年（ケ）第 21 号

令和 6 年 11 月 29 日 現地調査

令和 6 年 12 月 23 日 評 価

青森地方裁判所八戸支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

王 藤 美 弘 純

印

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 2,421,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 1,292,000 円
物件2(建物)	金 1,129,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	上北郡おいらせ町若葉七丁目 140 番 1421 宅地 232.08 m ²	同 左 同 左 同 左 同 左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	上北郡おいらせ町若葉七丁目 140 番地 1421 140 番 1421 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 88.60 m ² 2 階 36.19 m ²	同 左 同 左 同 左 同 左 同 左

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等 (物件 1)

位 置 ・ 交 通	青い森鉄道「三沢」駅の南東方約 1.6 km (道路距離) (附属資料 1 位置図参照)	
付 近 の 状 況	おいらせ町中心部北方, 一般住宅に空地が混在する三沢市街隣接の新興住宅地域である。住宅地需要が集中しているエリアであり, 今後も住宅が増加していくものと予測する。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第一種住居地域 指定 60% 指定 200% なし 特になし
画 地 条 件	間口約 14m, 奥行約 18mの長方形地 地 積 232.08 m ² (登記地積) 接面道路及び周囲の宅地とほぼ等高な平坦地 (西向き中間画地)。	
接 面 道 路	有効幅員約 6m 私道 舗装有 ※通行料等の負担なし 建築基準法上: 法第 42 条 1 項 3 号道路	
土地の利用状況	土地所有者が, 本土地上に物件 2 建物を所有し占有している。画地南側に物置, カポート (いずれも工作物) が設置されている (附属資料 4 配置図参照)。	
供給処理施設	上 水 道	あり
	ガス配管	なし
	下 水 道	なし
特 記 事 項	特になし	

2. 建物の概況及び利用状況 (物件2)

区 分	主である建物 家屋番号 140 番 1421
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記上) 平成 6 年 11 月 22 日新築 経過年数 約 30 年 経済的残存耐用年数 2 年
仕 様	構 造 木造 屋 根 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 サイディング [※] 貼り 内 壁 ビニールクロス 天 井 ビニールクロス 床 フローリング [※] , 畳 設 備 電気, 給排水, 衛生, 浴室, 給湯, ガス(プロパン) 外 ※但し, 設備の動作確認は行なっていないので, 正常に稼働するか否かは不明。 その他 なし
床面積(現況)	第 3 項 目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	階 層 2 階建 現況用途 居宅 間 取 り (附属資料 5 建物間取図のとおり)
品 等	中等
保守管理の状態	劣る。調査時は勝手口ドアのガラスが破られていた。また全般に床の歪みを感じられる。
建物の利用状況	建物所有者が, 居宅(空家)として所有し占有している。
特 記 事 項	対象建物について, 建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお, アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件 1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物 件 番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 修 正 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	15,000	1.01	232.08	(1-0.30)	2,461,000

(総額につき千円未満の端数金額は四捨五入，以下同じ)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 おいらせ(県)-6

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{基準地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 17,800 \text{ 円/㎡} & \times & 102.0/100 & \times & 100/100 & \times & 100/121 & \div & 15,000 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

- ◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から本件の価格時点までの推定変動率である。
- ◇ 標準化補正：標準的
- ◇ 地 域 格 差：街路条件+1%（連続性），環境条件+20%（住環境）……以上，相乗積による。

イ 個 別 格 差：画地条件+1%（方位）※カーポートについては経済価値は尽きていると判断した。

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態，建物の老朽化の程度等を考慮した。

② 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物 件 番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	160,000	124.79	0.05	998,000

ウ 現価率

経過年数，経済的残存耐用年数，観察減価及び中古建物の市場性減価，残価率を下表のとおり判定し，耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して，現価率を以下のとおり査定した。

物件 番号	経過年数	経済的残存 耐用年数	観察減価及び中古 建物の市場性減価	残価率	現価率
2	30 年	2 年	0.40	0.03	0.05

現価率＝{残価率＋(1－残価率)×(経済的残存耐用年数／(経過年数＋経済的残存耐用年数))}×(1－観察減価率)

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) $ア \times イ \times ウ \div エ$
1	2,461,000	1.0	0.25	法定地上権	615,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：物件 1 土地の全範囲と判定した

ウ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、法定地上権価格を本件建付地価格の 25% と判断した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①エ) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ) ×ウ×エ×オ
1	2,461,000	-615,000		(1±0)	(1-0.30)	1,292,000
2	998,000	+615,000		(1±0)	(1-0.30)	1,129,000
一括価格 (合計)						2,421,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：第 2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第 6 採用した公示地等の概要

地価調査基準地（おいらせ(県)-6）

所在・地番：おいらせ町緑ヶ丘 9 丁目 75 番 145

価 格：17,800 円／㎡

位 置：青い森鉄道「三沢」駅の南東方道路距離約 2.7 km 先に位置する。

価 格 時 点：令和 6 年 7 月 1 日

地 積：238 ㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：北側約 6m 舗装私道に接面

用途指定等：第一種住居地域（指定建蔽率 60％・指定容積率 200％）

地域の概要：一般住宅に空地が混在する三沢市街隣接の新興住宅地域

第 7 附属資料の表示

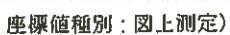
1.	位置図（出所：国土地理院「地理院地図」）	1 葉
2.	法第 14 条第 1 項地図写	1 葉
3.	建物図面・各階平面図写	1 葉
4.	配置図	1 葉
5.	建物間取図	1 葉

以 上



所在：上北郡おいらせ町若葉七丁目

92	ハ	140-1727	ホ	140-787	ト	140-1763	リ	140-1503	ル	140-1234
05	ニ	140-782	ヘ	140-1762	チ	140-775	ヌ	140-1724	ツヅク	



地

登記年月日：平成6年11月28日

各 階 平 面 図

家屋番号 140番 1421

建物の所在

上北郡西町字古間未出-140番地1421

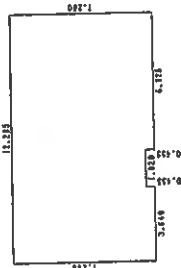
A3版をA4版に縮小

上北郡おいらせ町若葉七丁目

1 階

1 階求積

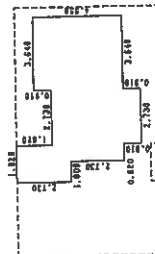
1	7.280X	3.640	=	26.499200
2	6.825X	1.820	=	12.421500
3	7.280X	6.825	=	49.686000
合 計				88.6067000
床 面 積				88.60 ㎡



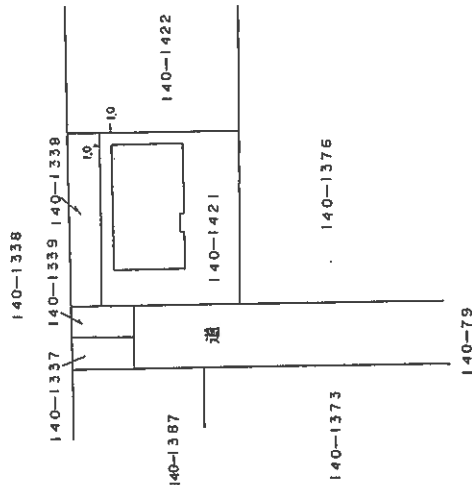
2 階

2 階求積

1	2.730X	1.000	=	2.730000
2	5.460X	0.820	=	4.477200
3	4.550X	2.730	=	12.421500
4	4.550X	3.640	=	16.562000
合 計				36.1907000
床 面 積				36.19 ㎡



物件 2 建物



(基準地)

作製者

縮尺 1/250

申請人

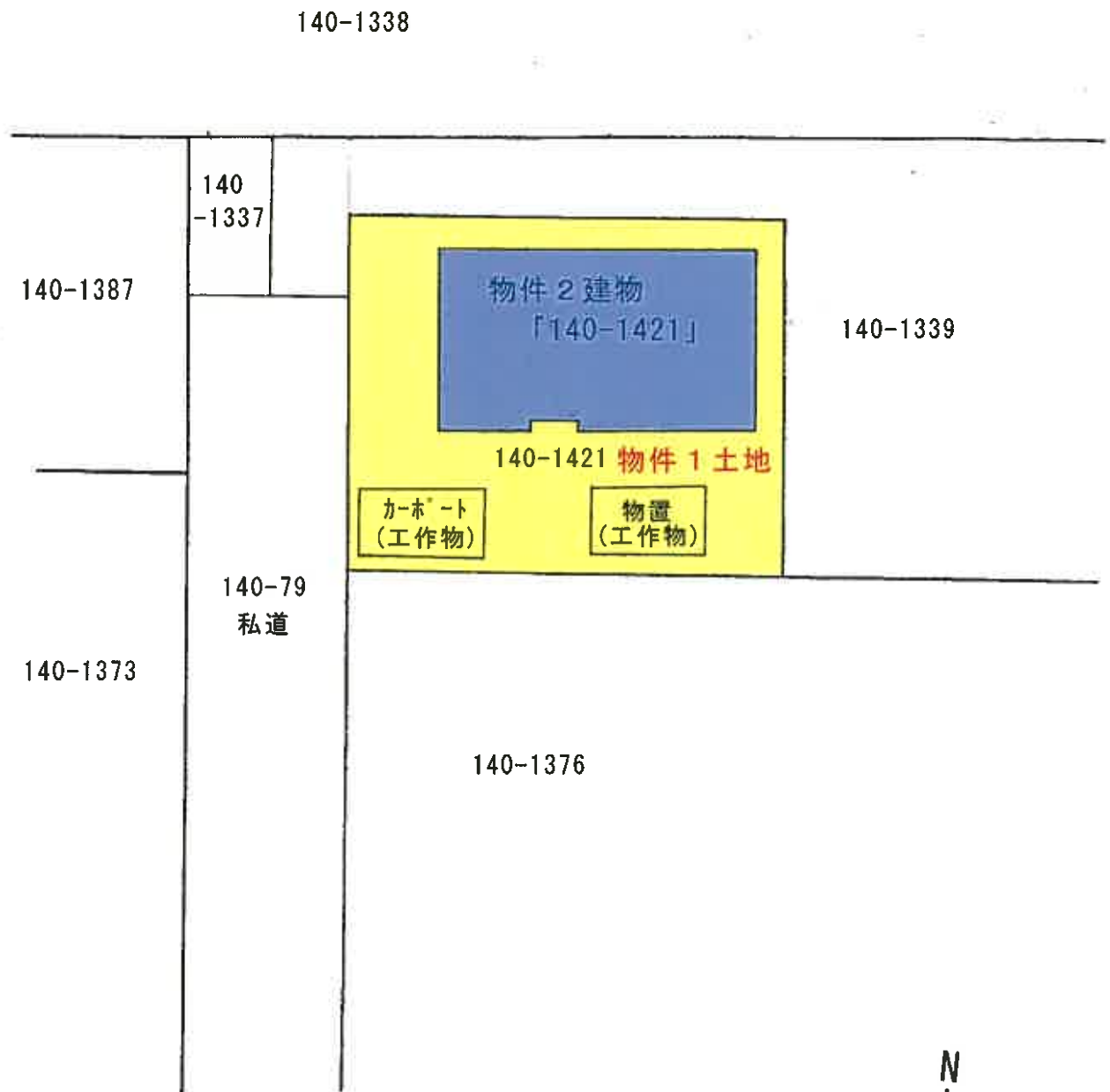
縮尺 1/500

3903025

平成 6. 11. 28

令和 6 年（ケ）第 21 号
附 属 資 料
4. 配 置 図

所在：上北郡おいらせ町若葉七丁目

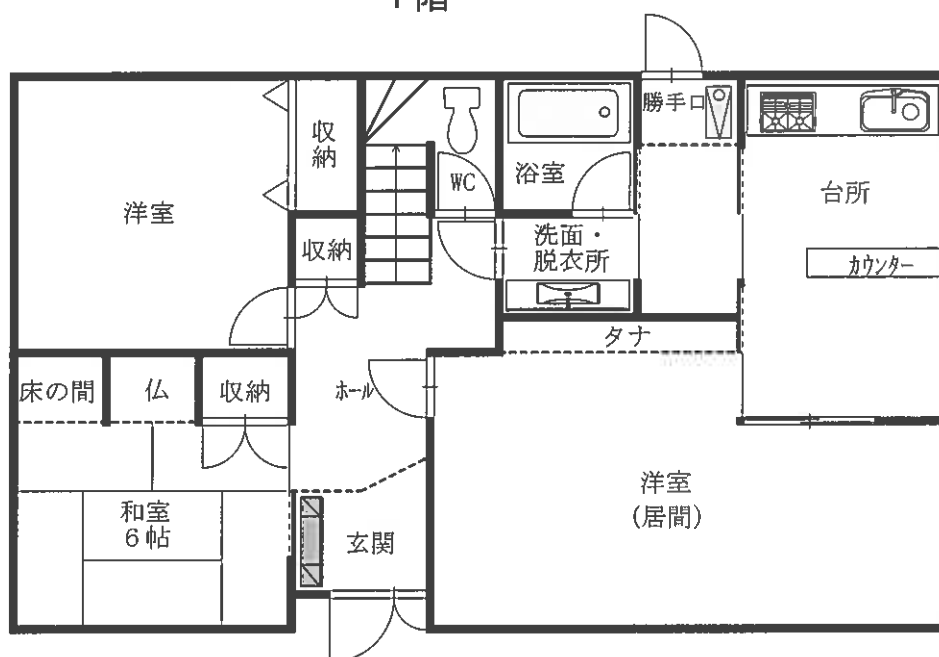


S: 1/250

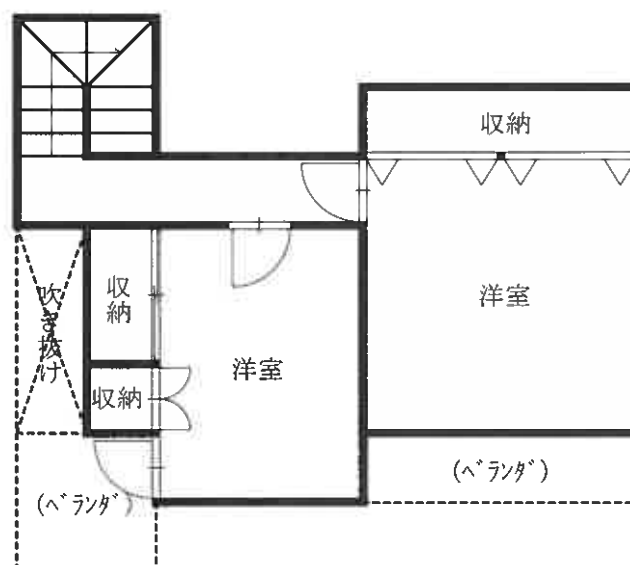
令和6年（ケ）第21号
 附属資料
 5. 建物間取図

物件2建物

1階



2階



S:1/100